

平成 23 年度 第 15 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 11 月 8 日（火）18 時 15 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

冒頭、一言申し上げます。

前回の本会合におきまして、峰崎参与はじめ複数の委員の方々から、関係団体からヒアリングを実施すべきとの御意見を伺いました。検討させていただきました結果、明日、地方団体及び経団連、税理士会等の関係団体からヒアリングする機会を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、要望にない項目及び過去の税制改正大綱において平成 24 年度の検討課題とされた項目に関する審議の第 1 回目として、お手元の次第にありますように 5 項目、1 つ目が総務省による租税特別措置等に関する行政評価の結果報告、2 つ目が固定資産税、3 つ目が国際課税、4 つ目が昨年度の税制改正大綱において検討課題とされていた中小企業者向け租税特別措置の適用実態に関する調査結果の報告、5 つ目が社会保険診療報酬の所得計算の特例措置に係る会計検査院の意見表示結果についての報告をテーマに審議を行います。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、最初に総務省より、租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について報告を受けたいと思います。総務省の主濱政務官より御説明をお願いいたします。

○主濱総務大臣政務官

総務大臣政務官の主濱でございます。租税特別措置等に係る政策評価の点検について御説明申し上げます。資料 1 に基づいて説明いたします。

資料 1 の 1 ページを御覧ください。租税特別措置等につきましては、平成 22 年度税制改正大綱に基づき、「抜本的に見直す」こととされ、見直しに当たっては「政策評価を厳格に行う」こととされているところであります。このため、昨年度から各府省が法人税、法人事業税等の要望を行う際には政策評価の実施を義務付けたところであります。

このたび総務省では、各府省が行った租税特別措置等に係る政策評価について点検を実施いたしました。この総務省の点検は、租税特別措置等の要否を判断するものではありませんが、税制改正作業に有益な、最低限必要となる要素の説明が行われ、評価に求められる一定水準に達しているかの観点から実施したものでございます。

また、今回の点検では、説明不足であった評価書について各府省から補足説明を求め、情報の充実を図ったところであります。今後は、当省に対する補足説明のような

内容は、可能な限り、あらかじめ評価書に盛り込むことが必要であると考えられています。

次に、租税特別措置等に係る政策評価の実施件数についてであります。2ページの資料2を御覧ください。

今回、各府省で実施された政策評価は165件、このうち、政策評価が義務付けられている法人税関係は100件、義務付け以外は65件であります。租税特別措置等に係る政策評価につきましては、引き続き積極的な御取組をお願いするものであります。

次に、租税特別措置等に係る政策評価の点検結果についてであります。3ページの資料3を御覧ください。

各府省が作成した当初の評価書では、税制改正作業に有益な、最低限必要となる要素の説明が行われているか否かの観点から見て、全てが一定水準に達していない状況でありました。

総務省におきまして点検を行い、各府省に補足説明を求めた結果、16件が一定水準に達したところであります。しかしながら、大半、165件中149件は、特に、費用対効果の分析及び説明が不十分という結果でございました。これらの点検結果をまとめたものが、お手元の資料のように膨大なものとなっております。

資料1の方に戻っていただきまして、点検結果の概要は府省別に、いわゆる星取表として、同じ資料の7ページを御覧いただきたいんですが、7ページ以降に取りまとめております。

7ページ以降の点検結果の星取表についての個別の説明については差し控えますが、●が課題のあるもの、※が補足説明によって課題が解消されたもの、こういうふうに印を付けているところがございます。この場では点検結果を総括し、どのような点に問題があったかを、見直しの指針である6つのテストに沿って説明申し上げます。

戻って、4ページの方を御覧いただきたいと思えます。まず、有効性についてであります。

税収減を是認するような有効性、費用対効果は、租特の要否の判断に重要な情報であります。しかし、税収減を是認する効果があると説明はしているものの、その具体的な根拠が示されていないものなど、費用対効果の説明が不十分なものが多い状況であります。

例えば、4ページの中ほどの例3のように、税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問があるものも多く見られるところであります。例といたしましては、租特と補助金が一緒にやられているもので、その補助金の分も含めて租特の効果としているなど、そういったようなものが挙げられるということがございます。これはきっちり分けるべきであるということがございます。

また、平成22年度税制改正大綱にもあるとおり、適用実績がはっきりしないものや、

適用件数が非常に少ないもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けると考えられるケースについて、そのことに関する説明が不十分なものが見受けられたところがあります。

次に、合理性について、5 ページ上段の方を御覧ください。

租税特別措置の背景にある政策の今日的な合理性について見ますと、優先度あるいは緊要性があると判断する根拠が明らかにされていないもの、目標が既に達成されているにもかかわらず、引き続き実施する理由についての説明が不十分なものが見られたところでもあります。

次に、相当性についてであります。5 ページの下段の方を御覧ください。

補助金等他の政策手段と比した相当性について、補助金や規制などの他の政策手段と比較して、租税特別措置を取ることが必要かつ適切である旨の説明や、他の政策手段との役割分担の説明が不十分なものが見られたところでもあります。

以上まとめますと、政策評価には、まず税制改正作業に有益な情報を的確に提供することが求められております。このため、点検結果において分析や説明が不十分であると指摘しているものについては、各府省が評価の修正ややり直し等を含め、適切かつ十分な説明に努めることが必要であります。

また、昨年度は初年度ということもあり、全ての評価書について分析や説明が不十分な点が認められました。今年度も、一定水準に達している政策評価は全体の1割、16件見られた、そういうふうに見ているわけですが、全体的な取組として必要なレベルではないと申し上げざるを得ない状況でございます。

このため、総務省といたしましては、費用対効果の客観的な評価の推進を図り、政策評価の質の更なる向上を推進していく考えであります。

終わりに、この点検結果が本税調における今後の作業に役立つものとなれば幸いです。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ただいまの御報告について御質問、御意見等があれば、どなたからでも御発言ください。

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

ちょっと初歩的なことで、義務付け、義務付けでないというのは、何の義務付けなんですか。これは要するに、総務省で行政評価の対象に義務付けられていることが法的に決められているものかどうかということが1点。

それと、先ほど説明を聞いてみると、16 ほどがいいではないか。それは具体的に、7 ページに星取表がありますね。その中のどれが、その16に該当するのか、それは分

かるんでしょうか。それを教えていただきたいのが2点目です。

もう一点あるんですが、先ほど補助金と租特のダブリがあるような例という例3を挙げられたんですが、もともと補助金でやるものは補助金でやる、それに租特をくっつけるという、両方あるというのは、原則はあってはいけないのではないかと我々は思うんですが、そういう事例があったのかどうか。

この3点を教えていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○主濱総務大臣政務官

それでは、私の方から、最初の1点だけお答えさせていただきたいと思います。

最初の御質問ですが、義務付けがあるかどうかということにつきましては、16ページに参考1というところがございまして、国税関係、地方税関係と、法人税とか、法人事業税、あるいは法人住民税、この辺につきましては義務付け対象範囲というふうなことでございまして、この表を御覧いただければということでございます。

以降につきましては、局長の方から説明させます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、事務局お願いします。

○新井総務省行政評価局長

次に、16の点でございますが、7ページ以降を見ていただきますと、この欄で●が一切付いていないものを全部足し上げますと16という数字になるということでございます。

例えば、8ページで金融庁の04、これは●から※に変わります、その他は●しか付いてございません。それから、その下の総務省のところも同じように、02から05、このように見ていただければ全体で16ということになってございます。

○五十嵐財務副大臣

他にありませんか。

○峰崎内閣官房参与

ダブリの問題は。

○新井総務省行政評価局長

ダブリの問題は、それぞれの政策の体系の中でそういった点が、類似の施策というものがございまして、それとの比較をしていただきたいということでお願いしているところでございます。

○峰崎内閣官房参与

今のは要するに、そのものではないけれども類似のものが、同じ業種なら同じ業種に補助金で出ている。それと、いわゆる租特とが、どちらがどうなのか分からなくなるということをおっしゃっているんですか。

○新井総務省行政評価局長

はい、そのように理解されて結構だと思います。

○五十嵐財務副大臣

中野会長代行、どうぞ。

○中野民主党税調会長代行

全部をまだ見ておりませんが、例えば7ページの警察のところは、過去、自分がやっていたので、何となく関心を持ってしまったんですけども、この●がそれぞれ付いているんですが、例えば軽油引取税の課税免除の特例措置の延長で、これは警察の船舶とか通信施設とか、こんなものの減税効果とか何とかはどこで見るとですか。どういうふうに見るのか、意味がよく分からないんです。これなどは、正に租特の対象にしていること自体が本当はおかしいのではないかと。

○五十嵐財務副大臣

そういう意味も含んでいるんだと思います。

○中野民主党税調会長代行

そういう意味で、必要がないという意味ではなくて、正にこれは予算化しないといけないという意味での●であれば、意味はよく分かるのです。

○主濱総務大臣政務官

私どもが進めてきたこの調査は、租特の対象であるかどうかということを中心的に判断するものではなくて、説明が不十分である、こういう点を指摘させていただいているものでありまして、例えば、今、おっしゃられたところについては、税収減の是認効果について説明が不十分である。その中身まで入ったものではありません。

○中野民主党税調会長代行

説明のしようがないのではないですか。

○主濱総務大臣政務官

そういうことです。

○峰崎内閣官房参与

租特としては不適合だということになりますからね。

○主濱総務大臣政務官

そういうところで、私どもはあくまで実質判断はしていなくて、説明が不十分であるという指摘をさせていただいたということでございます。

○五十嵐財務副大臣

いや、そういう項目もあるではないですか。

○中野民主党税調会長代行

相当性というものが右側にありますね。

○五十嵐財務副大臣

補助金や規制などと比較して、租特の手段を取ることが必要かつ適切かどうか、十

分に説明しなさいという項目がありますから、これで●が付いているところは、租特以外の方法がいいのではないかという合理性があるということだと思います。

そこには入っていないですね。

○中野民主党税調会長代行

これは、政策目的の根拠はちゃんと分かったと書かれているわけですね。

○五十嵐財務副大臣

細かく、大部の方を後で見ていただきたいと思います。

櫻井会長代理、どうぞ。

○櫻井民主党政調会長代理

こういうものを政策評価というんですか。そういうふうに言われるから、政策的に効果がどうだったのかというふうに見てしまうんですよ。今の話でよく分かりました。これは効果があるのか、ないのかという視点でずっと見ていましたが、最後の説明でよく分かりました。

ですから、これは政策評価という名前ではないのではないですか。表題を変えていただかないと、我々の受ける印象は、これで多分、租特の見直しをするための材料なんだなと思ったら、そういうことではないんですよ。ですから、やっていることについて、もう少し表題から何から含めて変えていただかないと、正しく伝わらないのではないか。

それは要望です。よろしくお願いします。

分からないですね。全然分からない。意味不明です。

○峰崎内閣官房参与

その分からないついでで、※印がありますね。※印で元に戻ったという、説明でよく分かりましたと言っているんですけども、これは本体を見ると、最初にどういうものがあって、その後、どういう説明があったから総務省としては納得して※印にしましたよというのは分かるんですか。これは増えていないんですか。

○新井総務省行政評価局長

この全体の分厚い資料を見ていただきますと、それぞれ最初に資料がございまして、例えば先ほど出ました 112 ページに点検結果表というものがございまして、それに書いてございまして、113 ページからの表を見ていただきますと、課題の見られた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明というものが入ってございまして、これが新たに付け加えられた説明ということでございまして。その次に、租税特別措置等に係る政策の事前評価書、これがそれぞれの各府省が作成いたしました評価書ということでございまして。

この評価書を見まして、それにプラスして、113 ページの最初にあった、新たに示された説明、この全体を踏まえて6つのポイント、これは税制改正大綱でこういったものをきちんとチェックしていくということになっていますので、まず各府省が説明

し、それについての説明が一定水準にあるかどうかの今回の点検結果ですから、評価書にそもそもそういった要素を入れていくということが税制改正大綱でも決められましたので、それがきちんと行われているかどうかを点検した結果が、最初の 112 ページのところでは点検結果表という形でのチェックシートになっているということで、もともと評価書自体は各府省がそれぞれ評価を行っているということでございます。

○五十嵐財務副大臣

要するに、一言で言いますと、真面目な説明が付いているかどうかだけの判断をしているんです。見させていただきましたが、ほとんど何も書いていない、白紙で送ってよこすものが結構あるので、これをちゃんと入れてくださいということだと思います。

時間がありませんので、これはまた別途やっていただきたいと思います。租税特別措置等については、いわゆるふるいに基づき、合理性、有効性、相当性といった観点から適切な評価を行っていく必要があると考えます。各省庁におかれましても、租税特別措置の政策評価の在り方に関し、今回の点検結果を踏まえて必要な改善を図っていただくよう、お願い申し上げたいと思います。まず、真面目に評価書を記入してくださいということでございます。

○中野民主党税調会長代行

しかし、これを見ると、真面目に答えようにも答えようのない項目もありそうです。

○五十嵐財務副大臣

松原さん、どうぞ。

○松原国土交通副大臣

このいわゆる政策評価ということなんですが、前から議論しておりますね。そのことを行うことによって、結果として GDP が押し上がって、国税収入が増えるという部分の評価は、主濱さん、この場合、有効性に入るんですか、どこに入るんですか。

○主濱総務大臣政務官

GDP がですか。

○松原国土交通副大臣

つまり、それぞれの項目は、税調の項目は当然、そのことをすることによって、目先の租税収入は減るけれども、ピンポン球を扱われるようにして、結果として名目 GDP というんですか、国の経済が大きくなって、その結果、国税収入が上がる。それは財務省も弾性値 1.1 は少なくとも見込んでいて、これだけ不況だともっと大きいだろうという議論があるんですが、そういうところは、この政策評価のどこに入っているんですか。それとも、それはここはカウントしていないということですか。

○五十嵐財務副大臣

いや、そういうことではないですよ。それが正しいかどうか、後でまた議論する話であって、そういう説明がちゃんと入っているかどうかということなんです。そう

いう説明をちゃんとしていただいているかどうかが問題なんです。

○主濱総務大臣政務官

ですから、もう一回繰り返しますけれども、当方でやっているのは、説明足り得る内容になっているかどうかという入り口の審査をさせていただいている。それで、駄目なものは。

○五十嵐財務副大臣

私が申し上げたとおりでございます。これはもういいでしょう。それはこれを材料に、またやりとりさせていただくということでございます。

続きまして、固定資産税について議論を行います。福田政務官より御説明をお願いいたします。

○福田総務大臣政務官

福田ですが、私の方からは固定資産税の平成 24 年度評価替えに伴う制度見直し等について説明をさせていただきます。

資料は見直し案の考え方や具体案をまとめた資料 2 と、固定資産税の現状など事実関係をまとめた資料 3 を用意いたしました。

まず事務方から資料 3 により、固定資産税の概要や税収動向について説明をさせます。

○前田総務省自治税務局固定資産税課長

それでは、資料 3 「参考資料（固定資産税）」を御覧いただきたいと存じます。

2 ページ、固定資産税及び都市計画税の概要ということでまとめさせていただいております。この表の下から 3 段目に課税標準と記されておりますが、※に書かれておりますとおり、土地及び家屋は 3 年ごとに評価替えとなっております。次期評価替えは来年度の平成 24 年度でございます。

3 ページは固定資産税、都市計画税の税収の状況でございます。上のところに書かせていただいておりますが、市町村の税収の半分は固定資産税と都市計画税が占めております。そして財政基盤がぜい弱な小規模団体になりますほど、下のグラフで示させていただいておりますけれども、これらの税の占める割合が高い状況になっております。

しからばこの税収の今後も含めた動向でございますが、4 ページに記させていただいておりますとおり、平成 24 年度に評価替えが予定されておりますが、現段階におきまして 0.48 兆円程度の減収が見込まれているところでございます。過去最大の減収幅になるのではないかと考えられるところでございます。

私からは以上でございます。

○福田総務大臣政務官

今度は資料 2 に戻りたいと思います。

②－1 ページは、3 年に 1 回の評価替えに伴う今回の固定資産税の制度見直しに関



する考え方をまとめたものであります。先ほど事務方から説明があったとおり、平成24年度評価替えなどにより固定資産税、都市計画税には過去最大の減収が発生する。税収も平成11年のピーク後、最低水準となる見込みであります。この巨額の減収は市町村の行政サービスの執行に支障を来す可能性のあるレベルのものでありまして、何らかの対策が必要であります。この認識が今回の制度改正の出発点であります。

そこで、この巨額減収にどのように対応するかであります。国の厳しい財政状況や地域主権の理念を踏まえると、その全てを国による補填に頼ることは適切でも現実的でもないと考えております。したがって、資料の減収額への対応の考え方にあるとおり、この巨額減収についてはまずは固定資産税の特例を見直すなど、地方税自身も可能な限り税収確保に努めることが必要と考えております。

また、見直しを検討すべき特例としては、矢印の下の囲みにあるとおり、バブル期の地価高騰に対応して導入された特例など、合理性が低下したと考えられる特例を考えております。

②-2ページ、先ほど申し上げた見直しを検討すべき特例の具体的な項目としては、このページに書かれている課題A～Cの3つの項目を考えております。見直し案を説明する前に事務方から各項目に関する事実関係を説明させます。

まずは課題Aの住宅用地特例、課題Bの据置特例に関する事実関係について説明をさせます。

○前田総務省自治税務局固定資産税課長

恐縮でございます。再び資料3を御覧いただきたいと存じます。これの5ページ以降が課題Aということで、住宅用地特例について整理させていただいたものでございます。

6ページは前年度の税制改正大綱でございます。ここに書かれているような形で24年度の評価替えに向けて検討を進めることが位置付けられております。

7ページ、評価替えに伴う固定資産税の制度の見直しについてということで、計算方法のイメージ図を入れさせていただいております。左側、土地の評価額が3年に1回見直しになるわけでございますが、この評価額はすなわち税率がかかる課税標準になっているわけではございません。これに住宅用地特例（6分の1等）と書かれておりますが、こうした課税標準をいわば圧縮する特例措置というものが講じられております。

それから右から2つ目の矢印が入っております負担調整措置というものがございます。これは下に点線囲いで解説を入れておりますが、毎年度課税標準額を緩やかに是正して引き上げていくといった措置が講じられているわけでございます。

そのイメージにつきましては8ページを御覧いただきたいと思います。固定資産税の場合には評価替えが行われますと、いきなり評価替えになった課税標準で課税されるのではなく、前年度の課税標準と比較いたしまして、右側に負担調整措置と書かせ

ていただいておりますが、本来目指すべき課税標準の5%を限度に加算していくという形で、徐々に引き上げていくというシステムになっています。これが負担調整措置と称されるものでございます。

ただ、今回ここで御議論させていただきたいと思っておりますのは、上のところに出ております住宅用地の本来の課税標準額、これが評価額×住宅用地特例ということで、小規模分ですと6分の1、あるいは一般分ですと3分の1ということで、この課税標準額そのものを上限額を設定している特例率についてのことでございます。

9ページ、この課税標準をいわば圧縮しております特例率につきましては、1つ目の○に書かせていただいておりますとおり、平成6年度に4分の1から6分の1に拡充されました。この拡充につきましては2つ目の○に書かせていただいておりますが、平成6年度当時、住宅用地評価額が極めて高い水準であったことに対応したものでございます。この平成6年度に比べて現在はどのようなふうな水準になっているのかというのを矢印で整理させていただいておりますが、50%以上減少している状況でございます。

10ページ、平成6年度の評価額を100にとりまして、平成23年度の評価額を折れ線グラフで整理させていただいております。半分以下になっている状況でございます。

以上が住宅用地特例についての事実関係でございます。

引き続きまして、11ページ以下で据置特例について説明させていただきたいと存じます。

12ページ、今、申し上げましたとおり、固定資産税の課税標準は本来課税標準額ということで、住宅用地ですと評価額の6分の1と上限額が定められております。これがこの図でいいますと一番右上のところに線が引かれております。では負担調整措置ということで、このラインまでずっと課税標準額が引き上げられていくことになっているわけでもございません。据置特例という制度がございまして、この据置特例の適用によりまして課税標準額が途中の段階で据え置かれるという措置が行われております。この是正措置が停止されます課税標準の水準につきましては、括弧書きで右下のところに示させていただいておりますが、住宅用地につきましては10分の8からの水準、商業地につきましては10分の6から10分の7といったものが現行制度の中に入っております。

これにつきまして、なぜこういうふうな仕組みが入ったのかも含めて説明させていただきたいと思っておりますが、13ページを御覧ください。先ほど負担調整措置のところでも申し上げましたが、固定資産税の課税標準につきましては徐々に引き上げていくという措置をとっております。したがって、左に3つ箱を入れておりますが、本来の課税標準額で課税されている土地と、本来の課税標準額を目指して引き上げているという、是正措置を講じているということなのですが、比較的高い水準まで到達しつつあるような土地と、まだまだ低い土地がかつてございました。

平成9年度当時は、本来の課税標準額に対して実際に課税されているベースが低い。こういった土地というものが模式図的に示させていただいておりますが、住宅用地に占めるシェア全体で見ますと86%という状況でございました。比較的、課税標準額は高い水準に近づいている、真ん中のライン、この部分につきましては全体の10%ということでございまして、平成9年度当時におきましては、この間の不均衡が課題になっていたわけでございます。

したがって、一番下にあります本来の課税標準額に対して低かった土地を、負担調整措置を適用しながら課税標準額を緩やかに上に上げていく方向で是正していく。その一方で既に高い水準までに到達しております真ん中の80~100%とされます部分、住宅用地に占めるシェア10%の部分は平成9年度に据置特例という措置を入れまして、この低い土地から課税標準が是正されて上がってくるのを待つという仕組みとして、この据置特例というものが導入されたわけでございます。

これは平成23年度の段階でどうなっているのかということでございしますが、それが一番右端の部分でございます。課税標準が低かった土地は負担調整措置によりまして徐々に引き上げられてまいりました。この課税標準が据え置かれている真ん中の部分が住宅用地に占めるシェアの66%を占めている。そして本来の課税標準額で課税されている土地が一番右上にあります、30%という状況になっておりまして、むしろこの間の不均衡の是正が今後の課題なのかなという状況になっております。

14ページ、今、申し上げました据置特例あるいは本則の課税標準が適用されている土地のシェアをそれぞれ整理させていただきましたが、平成23年度の段階では本則課税、据置特例の適用があるものが96.2%という状況になっております。本則で課税されている土地と据置特例が適用されている土地について、どういう状況が生じているのかということをご個別の事例で整理したのが15ページでございます。

これは実際に事例として存在しているものでございしますが、左側が据置特例が適用されない本来の課税標準額によって課税が行われている土地、右側が据置特例が適用されている土地でございます。真ん中辺りに23年度の評価額を入れさせていただいておりますが、右側の事例はこれに対して据置特例が適用される関係がございまして、点線囲いの※に計算式を入れておりますが、この80%がいわゆる据置特例の部分でございます。その結果、評価額では具体例Ⅱの右側の事例の方が若干高いわけですけれども、税額で見るとこれが逆転しているという課税上の不公平のような状況も出てきてございます。こういった課題を持っているということでございます。

以上でございます。

○福田総務大臣政務官

それでは、もう一度資料2にお戻りいただきたいと思います。

②-3ページで課題Aと課題Bの具体的な見直し案について説明をさせていただきます。課題Aの住宅用地特例については平成6年度以前の状況に戻してはどうかと考

えております。ただし、一律の対応は適切でないと考えられることから、市町村の判断で現行の特例割合まで引き下げることにも可能にしてはどうかと考えております。

次に課題Bの据置特例については、廃止してはどうかと考えております。

なお、課題A、課題Bの見直し案を実施した場合であっても下段の留意点のとおり、税負担が急増することはありません。

②－3 ページで説明した見直し案を全て実施した場合の住宅用地課税の全体像は②－4 ページ、商業地と課税の全体像は②－5 ページにまとめておきましたので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、課題Cの新築住宅特例に関する事実関係について説明をさせます。

○前田総務省自治税務局固定資産税課長

恐縮でございます。再び資料3にお戻りいただきたいと思っております。

③－17 ページを御覧いただきたいと思っております。上物でありますところの家屋に関わります固定資産税の基本的な計算方法のイメージでございますが、家屋の評価額に對しまして税率を乗じた上で、そこから税額の特例ということで税額の控除が行われるという仕組みになっております。このところに住宅に係ります一般新築住宅のような特例がかかっているわけでございます。

18 ページ、住宅に関しまして現行の新築住宅特例が講じられております。上の表の①の部分を御覧いただきたいと思っておりますが、一般の住宅につきまして3年度分2分の1減額するという措置でございます。その他につきましては御覧いただければと思っております。

19 ページ、この新築住宅特例につきましては、実はおよそ住宅であれば特例が効くという制度になっておりまして、恐縮でございます。先ほど18 ページで説明を割愛いたしました、この通達による制度自体として昭和28年度から継続されているようなものでございます。いわば住宅が不足していた時代に創設された特例でございます。賃貸用の住宅、マンションなどあらゆる新築住宅が特例の適用対象となっております。

その一方で、所得税とか住民税に講じられております住宅ローン特別控除は、自己居住用の住宅に適用対象が限定されている状況でございます。

20 ページは今、申し上げました自己居住用住宅が要件になっている特例について、こういったものがあるというものを整理させていただいております。

21 ページ、住宅に関しましては全国画一的に考えるのかどうなのかということもあろうかと思っております。住宅をめぐるそれぞれの地域における環境というのは相当異なっております。個別の説明は割愛させていただきますが、例えば①～⑤に至るようなものでも、相当それぞれの地域において違った状況が見られるというものになっております。

以上でございます。

○福田総務大臣政務官

それでは、恐縮ですけれども、また資料2にお戻りいただきたいと思います。

②-6 ページ、課題Cの見直し案について説明をさせていただきます。見直し案は2点あります。

1つ目は特例対象を所得税や住民税の住宅ローン控除と同様に、自己居住用の新築住宅に限定してはどうかということであります。なお、この場合でも8割程度の住宅は引き続き特例の適用があると見込んでおります。

2つ目は11月1日の税調で御報告した「わがまち特例」方式を新築住宅特例に導入してはどうかということであります。

見直し案の説明は以上であります。②-7を御覧いただきたいと思います。このページは見直し案を全て実施した場合の税収への影響見込額を整理したものであります。減収見込額は0.5兆円程度に対して、増収見込額は精査中ではありますが、平年度で0.3兆円程度と想定しております。そのうち2,500億円程度が住宅用地特例、据置特例による増収と見込んでおります。この結果、減収幅を約半分程度に圧縮することができると考えております。

最後に②-8 ページを御覧いただきたいと思います。不動産取得税は平成24年度には300億円減の約3,000億円となる見込みであります。税収は平成8年度のピーク時に比べ、6割以上落ち込んでおります。このため、不動産取得税についてもバブル期の地価高騰に対応して導入された特例を、固定資産税の特例の見直しと一体的に検討する必要があると考えております。

具体的には住宅地や商業地の課税標準を2分の1に引き下げる特例は、平成23年度で期限切れとなりますが、経過措置を講じつつ、廃止することとしてはどうかと考えております。

私からの説明は以上であります。

○五十嵐財務副大臣

それでは、ただいまの御説明について質問、御意見ございますか。

○松原国土交通副大臣

国土交通副大臣の松原です。

お手元にお配りいたしました資料で、先ほど福田総務大臣政務官から御説明がありました固定資産税についての国土交通省の考え方を御説明させていただきます。

国土交通省の資料4を御覧いただきたいと思います。

1 ページ、近年の地方税の税収をお示ししておりますが、平成5年度に7.5兆円であった固定資産税収は、平成23年には8.9兆円と20%近く上昇しております。折れ線で書いてあります個人住民税や法人二税と比べ、安定的に増加していることは議論の背景として御理解いただきたいと思います。

2 ページ、これは住宅に関わる固定資産税収入と地価の推移を示して比較しているものであります。近年、地価が下落しているにもかかわらず、固定資産税収入はほぼ

一貫して増加しており、平成5年対比で地価が44%下落しているのに対し、税収は8,000億円と35%上昇しております。地価が引き続き下落している中で土地に係る固定資産税の実質的な引上げは、国民に大きな負担増を強いるものであり、問題と考えます。

3ページ、先ほど福田政務官より税収が平成24年度に大きく減収する見込みとのお話がありました。その税収が大部分、家屋の減収によるものと認識しております。

建築単価が下落傾向にある近年の評価替えにおいて、評価替え年度に家屋の固定資産税収が減収となり、次年度以降、新築家屋により減収がカバーされる現象は繰り返し、繰り返し、繰り返して、3年ごとに一般的に起こっている現象であります。

資材価格の上昇により減収額が少なかった平成21年度を除き、評価替え年度においては2,000億～3,000億の減収が毎回生じております。

また、平成24年度の税収見込み額は、これらの過去の評価替え年度における税収額と同水準に達する見込みであると認識しております。

以上を踏まえれば、次年度以降の増収を確保するために、新築住宅の供給を促進することが必要であり、投資抑制につながる特例の廃止・縮減は行うべきではないと考えます。

4ページ、総務省からの見直し案のうち、住宅用地特例についての考え方をまとめております。

住宅用地特例は、平成6年度の地価公示7割評価の導入という評価方法の変更により、住宅地の評価額が全国平均で3.9倍に急上昇したことを受け、税額の負担可能な範囲を納めるため、特例割合を従前の3分の2の水準に引き上げたものであります。バブルが弾けたというよりは、いわゆる7割評価の見直しによって急速に増税というものが出てくるのに対しての抑制をしたというのが実態であると申し上げたいわけがあります。

左のグラフを見ていただきたいのですが、近年の地価下落を経てもなお、平成22年度の評価額は7割評価導入前の1.9倍に上がっております。特例割合を引き上げた場合、この水準までの税負担を求めることとなります。

また、近年は固定資産税負担が上昇する一方で、家計の所得が減少し、税負担が所得に占める割合が平成5年度から22年度にかけて約3割増加しております。右に書いてありますが、家計所得が減って、税負担が既に増えているということでもあります。これを更に増やすということになれば、いわば大衆増税となると考えております。

住宅用地の納税義務者の大多数は一般の居住者であり、2,800万人に及びます。仮に特例割合を引き上げた場合には、いわば大衆増税となり、1世帯当たり50万円程度の税負担の増加となります。住宅用地特例の特例割合を引き上げることは適切ではないと思えます。

5ページ、総務省からの見直し案のうち据置き特例についての考え方をまとめてお

ります。

仮に平成 24 年度より据置き措置を廃止した場合に、住宅地で 700 億円程度、商業地で 900 億円程度、合わせて 1,600 億円程度の増収になるものの、国土交通省において試算しており、現在の経済情勢の中での廃止は経済に悪影響を及ぼすものと考えております。

また、商業地等については、課税標準の引上げ対象となっている土地が平成 22 年度時点で 20%存在するなど、負担調整はいまだ途上の段階にあり、据置き措置を廃止することは時期尚早と考えます。

6 ページ、新築住宅特例について、自己居住用の住宅に限定するという見直し案についての影響をまとめました。

この措置は創設時から、持家・貸家を問わず対象としてきており、賃貸住宅の供給に大きく寄与してきたものと認識しておりますが、仮にこの特例から賃貸住宅を除外されると、年間に供給される賃貸住宅約 22 万戸の入居世帯の負担増につながります。

例えば税負担が上がった分は家賃に転嫁されると、平均的な新築賃貸住宅の家賃は月額 5,000 円値上げになるおそれがあります。正に大衆増税となるものであり、国民の居住の安定確保の観点から、見直しはあってはならないと考えます。

7 ページ、新築住宅特例について、住宅をめぐる状況が地域によって様々であることから、わがまち特例を導入するという見直し案について考え方をまとめたものです。

この措置は、固定資産税の創設とほぼ同時期から約 60 年にわたって適用されており、どの地域においても国民は 2 分の 1 の減額を正に「本則」として認識をしているものと考えます。また、住宅の確保、住生活の安定等は地域を問わず、住宅ローン減税などの国税の特例やフラット 35 をはじめとした予算措置等を含め、全国的な政策として国を挙げて支援している中で、この減額措置のみを地域の裁量に委ねているという性格のものではないと考えております。

仮に本減額措置が条例に委ねられ、市町村の判断で税率引上げによる負担増が生じること、居住する市町村によって税負担に格差が生じることがあれば、国民にとっては不都合であり、容認できないと考えます。

8 ページ、総務省から固定資産税の見直しと併せて、参考として御提案のありました不動産取得税の特例の見直しについての考え方をまとめております。

土地の課税標準については、平成 6 年度の 7 割評価の導入という評価方法の変更を受け、税額を負担可能な範囲におさめるため、2 分の 1 に軽減する特例が導入されました。7 割評価の導入後、急激に上昇した不動産取得税の実効税率は、導入前と比べ近い水準で推移をしており、この土地取引に係る税負担は大変重いものとなっております。仮にこの状態で特例を廃止した場合には、税負担を更に増大させ、土地取引を阻害するものと考えます。

以上のことから、平成 23 年度末に期限を迎える不動産取得税に係る特例を廃止する

ことは適切ではないと考えます。

私からは以上であります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

どうぞ。

○石田内閣府副大臣

ただいま松原国交副大臣から御説明のあったとおりだと私も思います。

固定資産税につきましては2割ぐらい増収になっているにもかかわらず、土地の下落はずっと御案内のとおり進んでおります。土地が下落しているにもかかわらず、固定資産税がなぜ上がるのかということと、もう一点は、住宅の促進というのは様々な経済施策から考えても必要な施策だと思っております。

御案内のとおり、景気回復のための諸施策の中でGDPを押し上げるには、まず個人消費をいかに伸ばすか。設備投資並びに住宅をどうやって税を上げていくか。いわゆる住宅及び設備投資をどうやって活性化させて、住宅を促進させる。住宅というのは御案内のとおり、家を建てるにはもろもろのいろいろなものが動くわけでありまして、セメントから鉄骨からガラスから、あるいは中の設備等々を考えたら相当な景気対策にもなるわけでありまして、新築住宅及び新築マンション等々の促進というのは、景気対策の観点から考えても絶対に必要なものだ。住宅というのはもろもろのものを使うわけありますから、そういったことを考えると、先ほど松原副大臣のおっしゃったことに極めて同感であります。

それとともにもう一点、土地の流動化、土地の活性化を図らなければいけないということは、税調のメンバーの皆さん方は私が申し上げるまでもないと思っております。土地の流動化を図るには、土地、不動産の取引税の特例措置というのは延長しなければ、土地の取引の活性化にならない。どうしてこういう話が今、デフレ経済の中で話として出てくるのか。今、日本は先進国の中でも、総務大臣政務官がおっしゃるまでもなく、日本だけなんですよ、デフレというのは。先進国はデフレから脱却しているにもかかわらず、なぜデフレ経済の中でこういう施策を打ち出したのか甚だ疑問であるということをご指摘させていただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ、岩本さん。

○岩本農林水産副大臣

私も同感でございます。土地と株が動かなくなったらどういうことになるかというのは皆さんお分かりだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

牧野さんを先に。



○牧野経済産業副大臣

経済産業省の立場から一言だけ申し上げさせていただきたいと思います。

産業界が円高とか六重苦で苦しむ中、特に中小企業あるいは商店街、そういったところのコスト負担が増加することを考えますと、これ以上の負担増を求めることは大変厳しいと言わざるを得ません。

精神論的な言い方で申し訳ないけれども、僕は昔から「衣食足りて礼節を知る」という言葉がありますが、そうではなくて、衣食住足りて礼節をするんだろうと、これが本当だろと思うていたのですが、今度の震災で現地を回ってみて、人間の尊厳にとって一番大切なのは職と住です。「しょく」はどっちかという「職場」です。仕事です。それと住です。そのことを考えると松原さんの意見に私は賛同します。

○五十嵐財務副大臣

櫻井さん、どうですか。

○櫻井民主党政調会長代理

福田さんがかわいそうなので、少しだけ援護射撃をしておきますと、不公平な点について是正するのは当然だと思います。ここは考え方を2つ持たないといけないと思っていますのですけれども、今の松原さんはじめ、皆さんの意見は重々理解して申し上げておりますが、そうであれば固定資産税全体を引き下げるべきであって、この特例などを用いて、不公平にしている点は是正すべきです。その上で、繰り返しになりますが、固定資産税全体がそうであれば、その不公平を是正して、増えた分について全体を引き下げるということにすれば、恐らく両者の意見というのは通るのかなという感じがいたします。

その上で、なかなか言いにくいことですが、固定資産税の全体の見直しが必要なのではないか。つまり、こんな特例以前に固定資産税を免除されている人たちがいて、一等地にある何とは申し上げませんが、そういう人たちが出てくると、今まで固定資産税が入っていたのが一切入らなくなります。

今後、土地のところに使用制限をかけて、ここについてはどういう法人が来ようが、これはすみませんが、固定資産税を払ってもらいますと。今、仙台の県庁の真向かいのホテルのところ、固定資産税を払わないのではないかと思う人たちが買い取るやに今、議論になっているのです。ですから、そういうことを考えてくると、今後の土地取引の中で今までそれこそ特例措置どころではなくて、もう全く免除されている人たちが本当に適正なのかどうかの判断をしていただきたい。

もう一つは、今、申し上げたとおり、例えばあるゾーンのところに関して申し上げれば、ここに何かをつくられるのであれば、町として例えば救急の病院を仙台市としてつくらなければいけない場合は別として、そういったもの以外についていうと課税ができるとか、もう少し土地利用全体の上での課税措置を考えていただけた方がいいのではないのかなと思います。

もう一点、先ほどの土地取引のところが果たして本当に固定資産税だけなのかどうか、ここは改めて考える必要性があると思っています。今回の震災で例えば石巻とか気仙沼とか、中心市街地のところは全部、区画整理事業を行わなければいけないと思っていますが、多分そこに10%とか20%税金を入れると民間のお金が全部集まってきた、SPCみたいなものが組めて、実際、中心市街地の空洞化の対策がとれるのではないかと思っています。要するにもうちょっと他の政策を組み合わせると土地取引を活性化するとか、ここは固定資産税だけが悪者になってくるということにはならないのではないかと考えて、総合的なことをお考えいただければありがたいなと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

ちょっと古い話をしますけれども、7割評価が導入されてくる経過というのは、滝法務副大臣などはよく御存じのとおり、この当時の土地バブルの問題は相当大きかったわけです。そのときに国税として地価税というのが入ってくるわけです。今は地価税はゼロ税率にしてあるんです。なぜそうしているかという、7割評価が入る前は市町村ごとにばらばらで、恐らく銀座の一等地のところの実効税率というのは極めて低く、本来の課税レベルで税金をかけられないという状況だった。つまり、市町村ごとの価格に対するアンバランスというのが余りにも目に付いたわけです。そうするとやはり大都市部に集積した土地の価格というのは、東京都が高くなっているというのは、東京都の都民の皆さん方だけの責任ではなくて、周りの田舎から人を出したり、あるいは様々なインフラをつくったりすることによる地価の上昇なんです。それに対して、全然そのときに地価上昇に対する価格が、固定資産税がきちっとかけられないんです。それぞれの市町村ごとに。それである意味では地価税というものが入ったと思っているんです。

そういう意味からすると、この7割上がったことがあたかも異常かのような前提で先ほど来ずっと説明されているんだけど、公示地価の1.4%の7割という水準を入れたことで、ようやく一般的に地価とはどうあるべきかという議論が色々展開してきたわけであって、それである意味では、バブルの直前のときに様々な措置を加えて急激な上昇を避けたけれども、もう徐々にそれは歳入が減ってきているわけだから、それについては元へ戻してくださいと。その意味では、おっしゃったように公平性という観点から見たときに、きちんと払っているところとそうでないところのアンバランスが出てくるというのはやはり難しいですねと。そういうことをきちっと考えた上で。

デフレで増税するのはけしからんという意見だが、これは一般論として議論した方がいいと思うんです。というのは、住宅というのは果たして絶対量はもう足りているのではないですか。そこへ持ってきて、更にまた量的に増やしていこうというのが、

前日も言ったようにもう難しくなっている。むしろ優良な賃貸住宅などをつくった方が、昨日の火災などを見ても、新宿区で何人も死んでいるわけです。そういう意味で言うと、そういう新築住宅特例というものから、今度はむしろ特別な特優賃だとか、あるいは高齢者の介護付の住宅だとか、そういうところへシフトしていくというのは政策論としてあり得ると思う。

最後におっしゃった、わがまち特例方式を入れると、今おっしゃられたようにアンバランスができる。アンバランスができるからいいのではないですか。つまり、自治体の皆さん方は住むところを自分で決められると、どういうまちづくりをするのかという、これだけですぐそうなるとは思わないけれども、何のために入れたかという、そういう違いをつくっていくために入れていくわけだから、正に自治というのはそういう違いをつくって、その上でそれぞれが自分で、これは足による投票ではないですけれども、動けるわけですから、そういったところで自分たちは判断をしていく。土地の問題はそう簡単ではないかもしれないけれども、そこを否定したらまずいのではないか。むしろ積極的に評価すべきではないかなと思うのです。

○五十嵐財務副大臣

滝副大臣、どうぞ。

○滝法務副大臣

今、峰崎参与がおっしゃったことに尽きていると思うのですけれども、平成5年に評価替えをやったときに、その後始末として、平成6年にこういう特例措置を入れたんです。そのときに専ら当時の細川政権の中で土地問題をやっていたのが菅前総理でございまして、菅さんはとにかく今の話もあって、アンバランスがあつて低いところが不当にそのまま据え置かれているのは、けしからぬ。徹底的に地価を上げて、しかも、菅さんの当時の主張は固定資産税をもっと上げろ。これが菅さんの強い主張でございました。

当時、専ら土地問題を勉強されていたということもあって、それで平成6年にそれではなかなか新築住宅が建たないだろうということで、6分の1の特例措置を入れたわけです。4分の1から一挙に6分の1というのは大変な金額なのですけれども、ただ、評価替えをしたものですから、それで何とかした。こういうことですから、その評価額というか土地価格が下がっている以上は、それはもう一遍元に戻さないと、あまりにも不公平が今、出ているということはあると思います。

ただ、問題は松原副大臣がおっしゃるように、どちらかというと、住宅局の感覚はずっと日本経済の成長期、年間で大体新築住宅が70~80万戸でずっときたんですよ。それを一挙に100万戸を超えるのだという方針に転換してきたものですから、そこで結局、住宅頼りの経済成長型をつくってきたのであって、もともと無理があるんです。

2点問題があると思うのですけれども、地域の立場から言うと、問題はどこの市町村が困っているかということ、旧住宅団地、新興住宅地がもう新興でなくなってきた、

どんどん老朽化住宅して人が住まず、放置されている。それによる行政的なマイナス面をどう考えるかということ国土交通省は、むしろもっと積極的に考えてもらわないと、この問題は全般的な問題としてアンバランスなまま推移するということも考えてもらわないといけない。

ただ単に新築住宅を確保すればいいというのではなくて、言うならば、日本の住宅政策は常に安っぽい住宅と言ってははいけませんけれども、20年もたない住宅をつくり続けて、それが放置されてきた。なるほど景気対策になるかもしれないけれども、国民財産的に言ったらものすごくマイナスなんです。それをずっとやってきた。

私の家は新築して15年で床が落ちてしまったんです。しかも、これはいい加減な住宅会社ではなくて超一流とまではいきませんが、かなり名の通った住宅会社に新築してもらったものが15年で床が落ちる。これがずっとバブル期が続いて、成長期が続いて出てきた話ですから、地方はとにかく老朽した住宅がたくさんあって、固定資産税も結局だんだん落ちていくわけですから、そちらの方も考えてもらわないといけないと思うんですけれども、その辺のところをもっと積極的に新しい感覚で取り上げていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

いろいろあると思いますが、最後に福田政務官。

○福田総務大臣政務官

松原副大臣はじめ、先生方の御意見は非常に傾聴に値する考えかと思いますが、ただし、総合的な円高、デフレ対策をどうやるかという政府の方針があって、今、皆さんがおっしゃったようなことをやって、地方の税収が減るのもちゃんと補填してくれるということであれば、素直に全部聞けるかなと思います。これから大いに議論していただきたいと思っていますが、一応反論をさせていただきます。

まず、税収関係ですけれども、固定資産税の税収について国交省は平成5年度と比較して議論をしておりますが、先ほど峰崎参与はじめ、滝先生からも御指摘いただきましたけれども、平成5年度以前は現在と評価方法が異なっておりまして、平成5年度と比較するのは余り適切ではないのではないかと考えております。

それから、国土交通省の資料でも示していただいたとおり、固定資産税は市町村にとって安定的な収入源であります。平成24年度に生じる大きな減収は、市町村にとって大打撃であります。皆さんもそれぞれ市町村も選挙区があるわけですから、大打撃でございます。平成11年度のピーク時と比較すると、約1兆円減収の見込みである点に留意すべきではないか、このように考えております。

住宅用地の特例関係であります。国土交通省は住宅用地の特例割合を見直すと、1世帯当たり税負担増が約50万円と試算しておりますけれども、約30坪の住宅用地の平均的な税額は現在、約1.3万円であり過大な積算、見積りではないかと考えております。

据置特例関係であります。国土交通省は据置特例を見直すと、1,600億円の増収になると試算をいたしておりますけれども、平成23年度の最新の数値に基づいて算出すると、1,000億円未満程度と見込まれます。

次に新築住宅特例関係であります。国土交通省は新築住宅特例を見直すと、住宅供給が抑制されると主張されておりますけれども、総務省の見直し案は普通に住宅を購入し、自分で居住する方には何の影響もありません。また、住宅戸数は総世帯数を上回っており、全体として住宅は供給過剰であります。更に最近空き家の増加が問題となっている地方団体もあります。

対象を絞らない無差別な新築住宅供給促進策には疑問を感じるところであります。国土交通省は賃貸住宅を新築住宅特例の対象外とすると家賃が上昇すると主張いたしますが、新築住宅特例期間終了後に家賃が上昇したという話は聞いたことがありません。

ということで一応、反論をさせていただきました。

○五十嵐財務副大臣

短くしていただけますか。

○松原国土交通省副大臣

いろいろと御議論があるところで、中には傾聴する議論もあろうかと思っておりますが、幾つか申し上げれば、平成5年で一気に7割評価で上がったということは確かに峰崎参加がおっしゃるような議論があろうかと思っておりますけれども、大変な負担増で、それが急に来ることに関しての緩和措置は当然、当時求められたというのは事実だろうと思っております。

はじめからそうなるということが予定されていない中で行われるということは、一般の国民にしてみれば、大変な予定外のことだったんだろうと思っております。勿論、それについての議論はあろうかと思っておりますが、原因としてそれがあつただろう。その中で先ほどから申し上げておりますように地価下落が続く中で、事実上こういった形で一般の居住者においては税負担が増えているという事実がある。納税額が増えているという事実があるわけですから、これはトータルで非常に重く見なければいけないと思っております。

アパート等に関しての議論もありましたが、アパートをやっている人に聞いたときには最初はいいいけれども、途中で上げることはできない。それは込み込みで初めから設定するんだと、こういうことありますから、3年過ぎて上がるということがないのが論拠であるという議論もまた違ふだろうと思っております。

各都道府県の自主性に委ねるとするのは、1つの考え方としてあるかもしれませんが、大事なことは衣食住は国民の最低限の国家としてのやるべき部分であるとすれば、これも歴史のトレンドの中でいろいろと変わっていますが、そうであるならば、やはり国が責任を持ってやるべきだという議論が当然あるだろうし、先ほど申し上げたよ

うに様々なローン減税等の特例を国がやっているわけですから、そういう中で多くの人が住宅を持ち得るようにするべきだろうというのは、1つの考え方であろうかと思えます。

今、3.11で大変な災害があった中で、住宅に関しては新しい観点からもう一回見直そうという動きが出ている中において、今こそこういった住宅における特例が多くの国民によって生かされるタイミングになってきていて、これは景気を浮揚するという効果からも、ここでそのハードルを上げることは、かえってマイナスになるだろうと思っております。

細かい点でそれぞれ意見の相違点とか、また事務的に詰めて議論していきたいと思いますが、概要を申し上げておきたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

今、松原副大臣からありましたように、今後、事務レベル、政務レベルでやりとりはかなりあると思えますので、折衝をお願いして、また機会を設けて議論をしたいと思えます。大変よい議論をしていただきまして、双方に理屈が立ついい議論だったと思えますので、またよろしく願いいたします。

実は時間がこの議論で30分予定をオーバーしております。引き続きまして、国際課税について議論を行いますが、まず、三谷政務官から御説明をお願いしますが、簡略にお願いいたします。

○三谷財務大臣政務官

国際課税について、私から基本的な考え方と今後の検討課題を23年度税制改正大綱の記述に基づき説明し、その後、具体的な説明について事務方より説明をさせることといたします。資料5「国際課税」をお開きください。

1 ページ、アンダーラインを引いてございますが、23年度大綱におきまして、国際課税について国際的租税回避を防止して我が国の適切な課税権を確保すると同時に、投資交流の促進等により我が国経済を活性化する観点から、制度・執行の両面において対応する必要があるとされております。

また、同じく1ページ(3)国際連帯税については、貧困問題等の対策のための財源確保を目的として、各国で導入または導入に向けた検討が行われておりますが、我が国としても真摯に検討を行うとされております。

こうした考え方にに基づき具体的な検討事項として、次のような点が挙げられたところであります。

1 点目は、外国法人等に対する課税原則についてはOECDモデル租税条約の改定等を踏まえ、国内法上の規定を帰属主義に沿った規定に見直すこと。

2 点目は、国外資産に関する報告制度など、様々な資料情報収集の手續整備。

3 点目は、外国との間で租税徴収の共助を行うための仕組みについて具体的に検討

を行うこと。この3点が挙げられております。

本日はこの3点に加え、適正な課税権を確保する観点から導入を検討したいと考えております、関連企業間の利子を利用した租税回避への対応に関する考え方について、説明させていただきたいと存じます。

それでは、各々の具体的な中身については事務方より説明をさせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

手短にお願いします。

○大石財務省主税局参事官

それでは、資料に沿って御説明いたします。

2ページ、税務行政執行共助条約について御説明申し上げます。この条約は、条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力を行うための多国間条約でありまして、我が国も11月3日のG20カンヌ・サミットにおいて署名したところであります。署名している国は現在、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ等、32か国に上っております。この条約は租税に関する情報交換、徴収共助、文書送達共助という3つの国際協力について規定をしております。

このうち情報交換については、3ページ目を御覧ください。我が国は既に63の国、地域との間で租税に関する情報交換を可能とする52の租税条約等を締結し、情報交換ネットワークを拡充してきております。このように情報交換については、これまでも鋭意取り組んできていたところでございますが、今回の税務行政執行共助条約の署名により新たに拡大する協力の分野は、徴収共助と文書送達共助ということになります。

4ページ、徴収共助の仕組みについてイメージが記載されております。図に沿って御説明いたしますと、A国の租税を滞納している納税者の財産がB国にある場合、A国はB国に徴収共助を要請し、B国はこの納税者のB国内にある財産から徴収して、A国に送金するという仕組みでございます。

徴収共助や送達共助を実施するためには、条約のみならず国内法を整備する必要があります。その際の具体的な論点が5ページ目に掲げております。基本的な論点は2つございます。

点線で囲った部分ですけれども、1つ目の論点は税務行政執行共助条約は、OECDモデル条約では一般債権者の債権回収機会を損なわないよう、外国租税債権には優先権を認めないとされており、我が国の国内法、具体的には租税条約等実施特例法等の法律において、それに対応した改正が必要なのではないかという点です。

2つ目の論点としては、外国から要請された徴収共助をどのような場合に拒否するのかという除外事由について整備すること及び徴収共助の具体的な手続の明確化等を図る必要があるのではないかという点です。これら2つの論点に関しては、囲みの下の1～3により具体的な説明がございました。

これらに加えて一番下の4．にありますように、文書送達共助についてもその実施

のための国内法の整備が必要となると考えられます。

6 ページ、外国法人の課税方式に係る総合主義と帰属主義の論点について御説明申し上げます。

帰属主義への移行につきましては、昨年につきまして本年も、主に外国の金融機関による国内投資を促進する観点から要望が出てございます。真ん中の図にございますように、総合主義とは左側の楕円部分です。すなわち、全ての国内源泉所得を申告の対象とする課税方式でありまして、現在の我が国の国内法の考え方でありまして、

これに対しまして帰属主義とは、右側の楕円部分。つまり、PE、例えば支店などの恒久的施設に帰属する所得を申告所得とする課税方式でありまして、現在の我が国の租税条約の考え方でございます。

我が国の国内法が帰属主義に移行する場合には、図の下の二重線の四角の部分に論点を書いてございます。まず、条約相手国以外の外国法人については、帰属主義への移行により PE に帰属しない国内源泉所得、つまり、図の A の部分は申告対象外となりますが、新たに PE に帰属する国外所得、すなわち図の B の部分は申告対象となることから、必ずしも課税ベースの減収につながるとは限らないという点に留意する必要があります。

他方で条約相手国の外国法人については、現在でも既に帰属主義を採用している、租税条約の適用によって PE に帰属しない国内源泉所得、すなわち A の部分は申告対象外となっておりますが、帰属主義に移行しますと新たに PE に帰属する国外所得、すなわち B の部分が申告対象となることから、課税部分が拡大するということとなります。

また、帰属主義へ移行する場合、PE に帰属する所得をどのように算定するか等の具体的なルールや、新たな租税回避を防止する措置も整備していく必要があると考えられます。このため帰属主義への移行に際しては金融機関のみならず、広く産業界を交えた幅広い検討が今後、必要となると考えられます。

7 ページ、関連企業間利子を利用した租税回避の対応について御説明申し上げます。経済がグローバル化する中で国際課税を検討するに当たっては、①投資交流の促進等を通じた我が国経済の活性化、②租税回避行為の抑止等の我が国の適切な課税権の確保、この両者のバランスをとる必要があると考えられます。

2. でございますけれども、最近2～3年は日本企業の海外進出の進展を踏まえ、我が国経済活性化の観点等から、外国子会社配当益金不算入制度の導入や外国子会社合算税制の見直しを行ってきております。

更に3つ目の○でございますが、近年ほとんどの主要先進国は利子について、投資効率促進の観点から租税条約で源泉地国免税を導入しており、これは我が国にとっても今後の検討課題となると考えられます。

他方で3. ですけれども、租税回避行為の抑止等の適切な課税権の確保の観点から近年、主要先進国は特に過大な支払利子を通じた所得移転に対抗するため、利子に関



する損金算入制限措置を強化する傾向にあります。我が国の現行の利子に関する租税回避防止措置は、これら諸外国の強化された制度に比べて十分ではないと考えられます。

具体的には8ページ目の左下の図を御覧ください。3社のグループ関連企業間で貸付けとそれに対応した利子の支払いを通じて、資金を国際的に循環させるだけで日本法人において過大な支払利子をつくり出して、日本法人の所得計算上、過大な支払利子を損金に計上することで課税ベースとなる所得を圧縮することができます。

こうした支払利子を通じた租税回避的な行為への主要先進国の対応策については、9ページに表がございます。時間の都合により、ここでは詳細な説明を省かせていただきます。

8ページ目にお戻りいただきまして、こうした各国の制度等を参考にしますと、右下の表にございますように過大な支払利子に対する対応手法は、大きく分けて3つあると考えられます。①過大な利率に対応する手法、②負債が資本に比して過大な場合に対応する手法、③支払利子が利払い前の所得金額に比して過大な場合に対応する手法がございます。

我が国は既に①については移転価格税制、②については過小資本税制で対応しておりますが、③に対応する制度が存在しないため、過大な支払利子を通じた所得移転による租税回避行為には脆弱であると考えられます。

したがって、我が国の課税ベースの流出防止のために、グループ関連企業間での所得金額に対する過大な支払利子を通じた租税回避行為を防止する措置について、各国の制度も参考にしつつ、企業の事業活動の実態にも十分配慮しながら検討していく必要があると考えております。

#### ○江島財務省主税局主税企画官

続きまして、10ページ、国外財産に係る情報の把握について御説明を申し上げます。

この点については、過去2年にわたって大綱に書かれておりまして、下の昨年度の税制改正大綱にございますように、国外資産に関する報告制度など、様々な資料情報収集の手續整備に向け、検討しますとされているところでございます。

11ページ、国外財産、①財産の保有は、対外財産はかなり増加している傾向にございます。それに伴いまして、下にありますように、この財産に係る申告漏れもかなり所得税、相続税によって増加している状況にございます。

12ページ、これは具体例でございますけれども、申告除外している具体的な事例も高額化しておりまして、1の所得税であれば、外国株式から生じる配当金の申告除外で10億円という例、あるいは2の相続税で30億円という例も出てきているところでございます。

13ページ、こういった情報をいかに把握するかということでございますが、左側にある国外の納税者が国内外の金融機関を通じて、右側の国外にある金融資産、様々な

ものを買います。それを買う資金の流れが太い黒矢印ですけれども、これは③にありますような調書によって幾ら送ったか把握可能でございます。ただ、右側の資産に化した後を追跡することはなかなか難しい。左側の①にありますように、様々な制度がございますけれども、いずれも罰則が付いてないということでございまして、正直に申告する方がなかなか少ないというのが実情でございます。

最後の14ページでございますけれども、諸外国では金額の多寡、あるいは資産の別はあれ、大体において資産、海外資産の報告制度が罰則付きで導入されているという状況でございます。その辺を参考にしながら検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

続きまして、国際連帯税をめぐる国際的な動向等につきまして、外務省の山根副大臣より御説明をお願いします。手短をお願いします。

○山根外務副大臣

前回、10月28日に本席で御説明をさせていただきました。そのときには、背景であるとか意義ということについてお話させていただきましたが、今後、各国の実情をしっかりと調査した上で、それを御報告したいということをお願いしたところでございます。

資料にございますように、国際開発連帯税に関する検討というところで、各国の導入状況が書かれておりますが、このような状況になっているところでございますけれども、欧米及びアジア各国が新たに導入しようという傾向、動きは現在のところありません。

また、通貨取引開発税については、各国が引き続き現実的な議論を通じて乗り越える必要がある課題が残されております。例えば課税自主権を制限するような国際的な合意の難しさであるとか、租税回避構造の防止、徴税コスト等を更に慎重に検討する必要があると考えております。

引き続きまして、細かくは事務方から御説明させていただきます。

○山田外務省国際協力局審議官

資料6の2ページを御覧ください。各国における導入状況は、山根副大臣から御説明があったとおり、在外公館を通じて調査したところ、現在9か国で実施していることを確認しております。その多くは、フランス語圏を中心とするアフリカ各国で、欧米、アジア各国で新たに導入する動きは、今のところ見られません。

3ページ、各国における実施状況ですけれども、各国ともに出発便が課税対象、そして使途は大まかに言えば途上国の保健対策でございます。フランス、韓国、それぞれ課税対象、課税額が書かれております。フランスにおいては、使途の約9割が医薬品購入ファシリティであるUNITAIDに使われております。韓国においても、その徴収

額の約半分が UNITAID に拠出され、残りはバイの援助としてアフリカの疾病対策事業として利用されております。

4 ページ、航空券連帯税の航空産業に与える影響でございます。フランスは、2006 年に導入いたしました。その前後の旅客数や Air France の業績を調べておりますが、率直なところ影響は判然といたしません。航空券連帯税の航空産業に与える影響について、各国において詳細な調査研究が行われた例は今のところ確認できておりません。

航空需要は、世界経済の動向や原油価格の経済的側面、あるいはテロ事件や災害の発生等の側面の複合的な要因によって変動します。したがって、航空券連帯税のみを取り上げて航空需要に与える影響を評価することは非常に難しいのが現状です。

フランスにおける評価は、報道ベースでは分かれておりまして、ル・フィガロ紙では成功している、一方で、ル・ポワン誌ではまた、負担を強いているということがございます。フランス政府の方は、評価しているようでございます。

5 ページ、一方、国内の反応でございます。定期航空協会は、従来から航空券連帯税の導入に反対であるという立場を表明されております。国土交通省も政府税調等において従来から反対の立場を表明されております。国際航空運送協会（IATA）は、航空券への課税に懸念を表明する旨、昨年 10 月に前原外務大臣に書簡で表明しております。

6 ページ、通貨取引開発税でございます。通貨取引による課税は、1972 年にジェームス・トービンが提唱されました、いわゆるトービン税というものがございます。他方、トービン税は投機抑制、為替相場の安定を目的としておりまして、課税率も約 1% を想定しておりました。これに対して、むしろ投機抑制目的ではなくて、幅広く国際金融システムから収益をあげている金融機関や投機家から税を徴収して、その資金を開発に向けるというのが通貨取引開発税でございます。想定されている税率は、例えば 0.005% でございます。

7 ページ、国際金融取引への課税は、国内においては国際連帯税創設を求める議員連盟、国際連帯税協議会、昨年税調下に設けられた国際課税小委員会において、通貨取引開発税を中心に検討しております。

一方で、国際場裡における議論がどうなっているかといいますと、「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ」の下にタスクフォースができて、そこの専門家委員会でいろいろな検討をいたしました。そこでは、国際通貨取引税を最適な選択肢として勧告しておりますけれども、課税自主権の問題、租税回避行動の防止、徴税コスト等を更に慎重に検討する必要がございます。

現在、為替決済システムを中心は CLS 銀行という米国の銀行で、この銀行は通貨取引税は国際金融市場の不安定要因になるという懸念を表明し、岡田外務大臣宛に昨年書簡を出しております。

アメリカは、開発を用途とする税制度の導入に反対しておりまして、この開発のた

めの革新的資金調達に関するリーディング・グループにも未参加でございます。

それから、EUにおいて現在、金融取引税が提案されておりますけれども、9月末にECからそういう提案が起こっておりますが、これは通貨取引というよりも株式、債券、デリバティブの取引が課税対象で、独自財源とするか一般財源とするか今、議論されているところでございまして、使途も開発に特定するものではないということでございます。また、英国等、導入に反対している国もありまして、今後、議論の推移を慎重に見守る必要があると考えます。

最後に8ページ、G8の立場でございますけれども、イギリス、カナダ、ロシア等は、こうした開発資金調達のための税制度の導入に慎重でございます。英国、イタリアは、革新的資金調達イニシアティブをいろいろ推進しておりますけれども、税ではない制度を主として推進しております。フランスが一番この開発を使途とする税の導入に積極的でございます。航空券連帯税は導入済みです。通貨取引開発税にも積極的な構えを見せております。ドイツは、金融取引税に前向きでございます。中国、インド等、アジア諸国は、まだ議論に積極的に参加しているという状況でございます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、今の件について、三谷政務官から30秒以内で補足説明をお願いします。

○三谷財務大臣政務官

先ほど外務省から御紹介がありました、EUにおける金融取引税の提案は、EUの厳しい財政状況を背景に、金融・経済危機を引き起こした金融セクターが財政貢献すべきだとの考え方に立った新しい提案だと思っております。

なお、資料7を用意しました。今般の金融・経済危機を背景として、欧米諸国において富裕層への課税強化の議論がございますので、適宜参考資料として御覧いただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

石田副大臣、どうぞ。

○石田内閣府副大臣

航空券連帯税、国際連帯税について、私は先だってこの場でも、縁あってアフリカに何度も行かされているものですから、飢餓の問題、貧困の問題、あるいは環境の問題は、非常に重要だと思います。日本はそういった点で、やはりリードしていくべきだと思いますし、そういうことから、この国際連帯税については賛成でございます。

先ほど固定資産税の件につきましては、国土交通省と全く同意見でありましたが、この件については、立場を異にいたしますので、一応申し上げさせていただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

では、立場の異なる松原副大臣、どうぞ。

○松原国土交通副大臣

この航空券連帯税は、御案内のように世界の開発資金を誰が負担すべきかという重要な議論であります。受益と負担の関係等がいかなるものか。航空利用者のみが現在そういった議論になると、航空利用者の受益と負担の関係の不明確さというのがあるかと思っております。現実には、ヨーロッパでフランス以外の国はこの国際連帯税、航空券連帯税に入っていないわけでありまして、また、アメリカも入っておりませんし、アジアでも韓国以外は入っていないということは、こういった部分の整合性についての議論はまだ大分残っているんだらうと思っております。

現実に入っているのはフランスと、またフランスを宗主国とする国もそれなりに入っている。このレベルで7か国、8か国であります。

日本の場合は、兼ねてから日本の公租公課が諸外国に比べて高過ぎるという引下げ要望があって、我が国の成長戦略上重要な役割を担う航空会社の競争力強化のため、平成23年度税制改正で航空燃料税を3割引き下げたという現実もあるわけでありまして、2008年の世界金融危機以来、航空需要は減退して、特に今年3月の東日本大震災で日本の航空業界が圧倒的な厳しい環境に立ち至っているわけでありまして、そういったことを考えると、この段階における航空連帯税導入というのは、どうしても現実的ではないというのが私の立場でございます。

○五十嵐財務副大臣

中野会長代行、どうぞ。

○中野民主党税調会長代行

航空機の方は心配しないではないでしょうか。というぐらいに、私もどちらかと言えば通貨取引開発税の方がふさわしいと思っておりますし、国際連帯税はやはり提唱すべきだと思います。かけるとすれば、むしろマネーゲームにかけたいというか、そういう気持ちがありますので、そういう方向でむしろ積極的に検討していただきたい。

また、去年も国際課税小委員会において、そういう方向で大変真剣に学者の先生方も御議論いただいて、方向づけは既に決まっていると思っております。むしろ具体的に歩み出すことが必要だと思います。

先ほど外務省からの御説明を聞きまして、峰崎参与と話していたのですが、外務省は反対なのか賛成なのか、何か非常に消極的とも思えるような御発言があったのですが、むしろ目的をはっきりして、やるならやるでもっと積極的な姿勢を示していただきたい。よく言えば大変バランスの取れた御報告だったのかもしれませんが、しかし、そこが大変私は残念に感じました。

先ほどの固定資産税ですが、私は議論がすれ違っているような感じがして、固定資

産税に対する哲学をもうちょっとはつきりさせないといけないのではないか。土地が、地価が上がれば激変緩和制度、下がったら下がったでより一層景気を冷え込ませる、税収減で大変だと。それを繰り返していたら、いつまで経っても固定資産税の改革は成り立たない。減税ばかりする議論になってしまうという話だと思います。固定資産税についても、先ほども出ましたが、この際もう少し前向きな、建設的な議論があってしかるべきだと思います。

○五十嵐財務副大臣

おっしゃるとおりだと思います。市町村優先の原則もありますし、市町村の基幹税として大事な税ですから、いろいろな角度から議論すべきだと思います。

どうぞ。

○中塚内閣府副大臣

国際金融取引税や通貨取引課税やら、いろいろ言いたいことはあるのですが、手短かに申しますけれども、財務省さんの御説明のあった資料の8ページの例の③ですが、所得金額に対して支払利子が過大だということですのでけれども、租税回避行動は本当にけしからぬ話ではあるのですけれども、1回当たりの支払利子の額がどんと大きかったりしたら、それはちょっと困るわけですが、何回か回数取引を重ねたときに、結果として支払利子の額が大きくなってしまいます。つまり、金融機関の話を申し上げているわけなのでありますが、日本にいる海外の金融機関なども、親会社からそれこそ負債の4割ぐらいは引っ張ってきているわけでありまして、この制度を仕組むときは、ちょっとそこら辺りに御配慮をいただかないと、日本から全部なくなってしまうのではないかという懸念を持っています。

私としては、この制度を金融機関は適用除外にさせていただければ何も言うことはないのですが、是非その辺りのことをお考えいただければと思っています。

○五十嵐財務副大臣

峰崎さん、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

もう中野先生からお話があったので、付け加えることは少ないのですが、国土交通副大臣、国際競争で国際連帯税が入って、これは外国企業にも当然入ってくるわけですから、イコールフットィングなんです。ですから、それは競争という点では、ある意味ではそれほど影響はない。つまり、国際的な移動に関して課税していくということですから、そういう点では先ほどのお答えは余り説得的でなかったという感じがします。

もう一つは、金融取引については、財務大臣が円高に対する介入をされましたけれども、あらゆる手段を取るときに、EUのバローゾ委員長は既に金融取引税を導入したわけですから、日本だってそういうことを検討するという発言をして、できる、できないは、また国際的なことがあるのですが、こういう手段を実は、かつて、トービン

さんは考えているし、日本でもそれを前向きに受け止めるということはあるのではないかとはいえない。

やはり外務省というか財務省でしょうか、ミレニアムサミットで約束してきたものが、どんどん下がっていて、2015年が目標年度なんですけれども、ほとんどそれが達成されなごころか国際的にはODA大国がどんどん落ち込んでいますね。そんな余裕はないということかもしれないけれども、私は世界第3位の経済大国としての責任ということからすると、国際社会で約束したことは守るんだという精神が必要だと思います。意見です。

○五十嵐財務副大臣

最後に、山根副大臣、どうぞ。

○山根外務副大臣

国際開発連帯税について御指摘をいただきました。外務省はやる気ないのかというお話ですが、やりたいという思いを強く持っているということをまず申し上げたいと思います。また国際的に流動性といいましうか、まだ確定した動きになってないということでの悩みがあるということが1つございます。

それから、今、峰崎参与からお話がありましたように、ミレニアム開発目標についても、2015年が目標ということですが、既に10年経っておりますけれども、なかなかこの達成が非常に難しいという状況の中で、この連帯税が今、注目を浴びているし、フランスが相当頑張っておられますけれども、もう少しここでの議論であるとか、国際的な情勢、例えばアフリカにやっているのか聞いても、中々回答が得られないとか、本当に微妙な状況がありますので、こうした動き等も少し流動的なところがありますので、見た上で皆さんの議論を聞いて頑張りたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○松原国土交通副大臣

いろいろな議論がありますが、今、峰崎さんはイコールフティングとおっしゃいましたが、やはり日本から出る飛行機は日本に一番多いわけで、完全なイコールフティングではないと思っております。

○五十嵐財務副大臣

いろいろあると思いますが、まだ具体的な制度案になっていないものですから、更に今の意見を参考にさせていただいて、事務当局で具体的な案を検討させていただいて御報告を後ほどまたいただきたいと思っております。

あと2つ項目が残っているのですが、私の独断で最後の1つは次に回させていただいて、もう一つだけお付き合いをいただきたいと思っております。

中小企業者に適用される租税特別措置の適用実態について議論を行いたいと思いま

す。昨年、中小企業者に対する法人税率の特例及び租税特別措置の適用範囲につきまして、会計検査院から意見表示がなされ、平成 23 年度税制改正大綱において、経済産業省において適用実態を精査した上で平成 24 年度税制改正において検討するということになっております。そのことでまず牧野経産副大臣より御説明を手短にお願いいたします。

○牧野経済産業副大臣

経済産業副大臣の牧野聖修です。おおむね 3 分 55 秒ほどお付き合いをいただきたいと思います。それでは、お手元の資料 8 「中小企業関連税制の適用実態調査の結果について」の 1 ページをお開きください。

まず、調査経緯であります。昨年 10 月、会計検査院は多額の所得を得ている中小企業者が中小企業向けの租税特別措置や軽減税率の特例を受けていることを問題視し、これらの特別措置の適用範囲について検討するよう意見表示を行いました。また、昨年 11 月 16 日、政府税調におきましても本件が議論され、当省からは、1、中小企業政策の目的は多様性のある中小企業の成長発展であり、単なる弱者救済ではない。2、資本金以外の基準によって適用範囲に限定を行うことは、中小企業の成長発展に支障を来すおそれがあることを指摘いたしました。その結果、昨年の税制改正大綱では、経済産業省において適用実態を精査した上で、平成 24 年度の税制改正において検討をすることとされました。

このたび経済産業省におきまして、中小企業関連税制の適用実態調査の結果をまとめましたので、御報告するとともに、経済産業省の見解を述べさせていただきます。

2 ページ、調査の概要ですが、本年 6～8 月にかけて資本金 1 億円以下の中小企業約 2 万 8,000 社を無作為に抽出し、アンケート調査を実施し、約 2,500 社から回答が得られました。

3 ページ、中小企業者の所得分布ですが、左下の図の会計検査院調査では、所得金額が 10 億円超の中小企業者の割合が全体の 1.9%であったのに対し、右下の図の今回の調査では、0.9%でした。右上に参考として国税庁の会社標本調査の結果を示していますが、それは更に少なく、0.03%となっております。

会計検査院の調査は主に都市部の税務署からデータを抽出していたため、比較的所得の高い中小企業が多く、結果が上振れしていた可能性があり、中小企業の所得実態は会計検査院調査の結果とは大きく異なっていると言えます。

4 ページ、過去 5 年間で大企業の平均所得金額を一度でも超えたことがある中小企業の回答企業全体に占める割合は 1.2%。そのうち、5 年間連続で超えている中小企業の割合は 0.1%です。つまり、毎年度、安定的に大企業並みの所得を得ている中小企業は非常にまれであるということでもあります。

5 ページ、この図は過去 5 年間で大企業の平均所得を一度でも超えたことのある中小企業について、各年度の所得変動を表した図です。大企業並みの所得を得たことの



ある中小企業の多くは、50%以上の所得の変動があることが分かりました。つまり、所得金額は年度によって変動幅が大きく、安定的ではないということであります。

6 ページ、過去5年の間、従業員数及び売上高の増加率は中小企業向け特別措置、いわゆる中小租特を利用している中小企業の方が利用していない中小企業よりも高く、中小租特は中小企業の成長発展に寄与していることがよく分かります。

7 ページ、仮に中小所得に資本金以外に所得金額等の適用制限を設けた場合、多くの中小企業の声として、キャッシュフローの悪化、設備投資の減少等に影響があるとの回答がありました。

8 ページ、御覧のように、大企業並みに所得が高い中小企業は極めてまれであります。また、所得の変動が大きく、中小企業の属性を判断する上で安定的な指標とは言えません。中小企業政策はやる気と能力のある多様な中小企業の支援を基本理念としており、自助努力により成長する中小企業を積極的に支援してきました。その成長の果実である所得によって、支援措置を制限することは中小企業の成長へのモチベーションをそぐことにもつながりかねません。

また、経済状況により変動が大きい所得金額で制限を設けることは、予見可能性を失わせ、成長の発展のため、先を見通した積極的な設備投資を行うことなどに支障を来すこととなります。

以上により、経済産業省といたしましては、資本金で中小企業を規定する現行の定義について変更を行うべきではないと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。今の点について御質問、御意見ございますればどうぞ。

○辻厚生労働副大臣

ただいまの中小企業関連税制につきまして、厚生労働省としての意見を申し上げます。

御承知のとおり、我が国の従業者数の約7割は中小企業に雇用されております。厚生労働省関連分野におきましても、日本の成長を牽引するライフイノベーションを支える役割を担う医療関係企業や国民生活を地域で支える生活衛生業などが多く含まれているところでございます。日本の経済が成長を発展していくためには、我が国経済の基盤である中小企業がその担い手としての機能を今後とも果たしていくことができる状況をつくることが不可欠だと考えます。現下の急激な円高などで日本経済の低迷が続く中、雇用の確保、国民生活の安定という観点からも、現行の税制措置を見直すべきではないと考える次第です。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

松原国土交通副大臣、どうぞ。

○松原国土交通副大臣

今、牧野副大臣、また辻副大臣のおっしゃったところに尽きているわけですが、私は品川、大田という中小企業がたくさんある町にいての実感からいきますと、この状況においてこういった新しい切り口で事実上課税ベースを上げるということになれば、中小企業にとっては既に深刻な状況が更に増していくということは間違いないと思っております、私は時期のタイミングという観点から見て適切ではないのではないかと思っております。

○五十嵐財務副大臣

峰崎内閣官房参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

図がよく分かりません。5ページの所得金額の変動というのは何の変動なのかというのが、色は付いているけれども、名称が何も分からないから、これは産業別なのか何別なのかさっぱり分からないということと、大体8.8%の調査結果のデータと、しかもこれはどういう人たちが書いてくるかというのは、それは中小企業庁が調査をしているからでありましようけれども、分からないと同時に、今、もしこれが1%という数字は240万社あるうちの1%だと仮定すれば、2万数千社が実はそれに該当するということになるわけです。0.1%でも2,000社になるわけで、つまり、それは何が言いたいかということ、そういう高い所得を中小企業という範疇である意味では所得の恩恵を受けている企業が実はそれぐらいあるということは、それはそれで1つのメリットを享受していることに間違いはないのですけれども、本当にそれは他の大企業の人たちやいろんなものから見て公平なのかなという。税金の中の一番重要なポイントのところには、やや私などは経済を活性化するという観点では全く依存はないのですけれども、果たしてそれよりもこういうものが公平性という観点から認められるのかどうかというのは非常に分からないのです。

○五十嵐財務副大臣

中野会長代行、どうぞ。

○中野民主党税調会長代行

今、厚労省からも話がありましたが、中小企業、また中小企業零細企業を語るときに我々縦割り行政がかなり残っていて、整理をしないとイケないのではないかとこの気持ちはずっと持っております。

例えば厚労省からもこの中小企業政策について意見が出たように、生活衛生同業組合関係ですと、たしか50~60万企業、900万ぐらいの従業員がいるはずで、人口比から言っても大変なのです。これは厚労省が所管しているのです。地域にいけば保健所が所管するわけでしょう。結局、商工会議所を果たしてどのくらい利用しているのか、中小企業庁の対象にどのくらいなっているのか。そういう問題もあれば、たばこ

屋さんには財務省、酒屋さんも財務省、本当に1つの商店街をイメージした場合に、それぞれのお店で所管庁が違うというのは、実は余りにも我々今まで縦割り行政をそのまま維持してきたのではないかという気がする。

よって、もう少し職種別にわたって、我々は整理をして研究をし、税制上の措置も講ずるなら講ずるということをやっているといけいではないかと思ひます。

○五十嵐財務副大臣

三谷財務大臣政務官、どうぞ。

○三谷財務大臣政務官

この資料の4ページですが、過去5年間で大企業の平均所得を超えたことがある中小企業は1.2%。先ほど2万社と言われましたが、中小企業は約260万社ございますので、単純計算で3万社ということになります。多額の所得の発生原因が本業によるものか、資産譲渡等による一時的なものかということも、更なる実態の把握が必要ではないかと考えます。また、調査の結果、この調査は予測可能性の確保を理由に現行制度の継続は適切だとしていますが、予測可能性にも留意しながら、より適切に中小企業を定義することがこの検討の趣旨だと考えますので、所得金額の他にも資産や負債の額、純資産の額、付加価値の額など様々な基準を考えて実態の把握に努めることが必要なのだと思ひます。

また、今も中野代行からもありましたように、縦割りではなくてそれぞれでその実態把握に努めて、正にこの政策目的は財務状況が脆弱な中小企業をどうやって助けるかということが目的ですので、その目的に即した実態把握を更に続けていかなければならないのだと思ひます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

牧野経済産業副大臣、どうぞ。

○牧野経済産業副大臣

全部はお答えできませんが、今、私の頭の中にある資料から言ひますと、先ほどどういふふうと言ったか分かりませんが、資本金1億円以下の中の中小企業の2万8,000社を無作為に抽出したのです。その中から2,500社から回答が得られたということです。我々の調べで行くと10億円ぐらい利益を上げたという会社は260万の中の659社なのです。この率は本当に低いんです。それも一生懸命やった結果だと私どもは思ひますので、この厳しいときに中小企業を何としてでも助けて、更に伸ばしていかなければならないという思ひでいっぱいではありますが、先ほど税務当局から言われたように、もっと細かくいろいろと精査して検討していけいということでもありますので、その点については同じ考え方でやればいければと思ひます。

○五十嵐財務副大臣

引き続き調査とまた議論もしていきたいと思ひます。

それでは、そろそろ時間がオーバーしておりますので、この辺にさせていただきたいと思っております。残りの社会保険診療報酬の所得計算の特例措置に関する会計検査院からの意見表示に関しましては15日に先送りをさせていただきたいと思っておりますので、特に辻副大臣、大変申し訳ございませんが、よろしく申し上げます。

委員の皆様、本日は長時間にわたり御苦勞様でございました。次回は冒頭申し上げましたとおり、御苦勞ですが、明日まででございます。地方団体との意見交換及び団体ヒアリングを行います。

最後に、今後の政務折衝プロセスに関し、一言申し上げます。

前回の調査会でも申し上げましたが、今月中旬以降、改正要望に関する政務折衝プロセスを開始させていただきたいと考えております。前回申し上げましたけれども、本年は非常にタイトなスケジュールでございますので、政務折衝の対象項目は極力絞り込みをさせていただきたいと考えております。対象項目の選定につきましては、事務的に調整をさせていただきますので、政務の皆様におかれましても御協力をお願い申し上げます。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。なお、記者の皆様には申し上げますが、会見はこの後、この場所で行います。

本日は散会いたします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性のあることをご承知おきください。